

第2 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）

1 提出する必要がある方

令和5年中に俸給、給料、賃金、歳費、賞与その他これらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）を支払った方です。

【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】

受給者の区分		提出範囲
年末調整をしたもの	(1) 法人（人格のない社団等を含みます。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である方）及び現に役員をしていなくても令和5年中に役員であった方	令和5年中の給与等の支払金額が 150万円 を超えるもの
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する方） ※ これらの方に給与等として支払っている場合の提出範囲であり、これらの方に報酬等として支払う場合には、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出対象となります。	令和5年中の給与等の支払金額が 250万円 を超えるもの
	(3) 上記(1)及び(2)以外の方	令和5年中の給与等の支払金額が 500万円 を超えるもの
年末調整をしなかったもの	(4) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した方 イ 令和5年中に退職した方、災害により被害を受けたため、令和5年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた方 ロ 主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった方	令和5年中の給与等の支払金額が 250万円 を超えるもの ただし、法人の役員の場合には 50万円 を超えるもの 全部
	(5) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出しなかった方（月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）	令和5年中の給与等の支払金額が 50万円 を超えるもの

(注) 受給者に交付する「給与所得の源泉徴収票」及び市区町村に提出する「給与支払報告書」については、10ページの

4 その他の注意事項 (1)から(3)までを参照してください。

2 各欄の記載要領

記載欄名	記載すべき事項
① 支払を受ける者	<p>【住所又は居所】欄 受給者の令和6年1月1日（中途退職者は、退職時）現在の住所又は居所を確認して記載してください。 なお、同居又はアパートなどに住んでいる方については、「〇〇方」、「××荘△号」等と付記してください。 (注) 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受けている方については、「租税条約に関する届出書」に記載された外国の住所を記載してください。</p> <p>【個人番号】欄 受給者のマイナンバーを記載してください。 (注) 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。</p> <p>【氏名】欄 必ずフリガナをふり、受給者が法人の役員である場合には、その役職名（例えば、社長、専務、常務、取締役工場長等）を、役員でない場合にはその職務の名称（経理課長、営業係等）を併記してください。 (注) 電子計算機等で事務処理をしている事務所、事業所等において受給者番号を必要とする場合には、「受給者番号」欄を使用してください。</p>

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

① 支払 を受け る者	住所 又は 居所	(受給者番号)		(個人番号)		(役職名)		氏名 (フリガナ)		
	種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の合計額	源泉徴収税額					
②	③	千円	千円	千円	千円					
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数
有	従有	千円	人	従人	人	従人	人	従人	人	人
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫					
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額				
⑬	⑭	⑭	⑮							
⑳ (摘要)										
㉑										
生命保険料の内訳		新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額				
㉒ 住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用取組	住宅借入金等特別控除の額	居住開始年月日 (1回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等特別控除の額
	住宅借入金等特別控除可能額	住宅借入金等特別控除の額	居住開始年月日 (2回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等特別控除の額
(源泉・特別)控除対象配偶者		氏名	区分	配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額	所得金額調整控除額	⑲	
㉓ 控除対象扶養親族	1	氏名	区分	16歳未満の扶養親族		⑳ (備考)				
	2	氏名	区分							
	3	氏名	区分							
	4	氏名	区分							
	4	氏名	区分							
㉔ 未成年者	外国人	死亡退職者	乙欄	本人が障害者	その他	ひとり親	勤労学生	中途就・退職		受給者生年月日
	就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日	㉕
㉖ 支払者	個人番号又は法人番号	(右詰で記載してください。)								
	住所(居所)又は所在地									
	氏名又は名称	(電話)								

記載欄名	記載すべき事項
② 種別	俸給、給料、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金などのように給与等の種別を記載してください。
③ 支払金額	<p>令和5年中に支払の確定した給与等（中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等の金額を含みます。）の総額を記載してください。この場合、源泉徴収票の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書きしてください。ただし、「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、その弁済を受けた金額を含めずに記載してください。</p> <p>(注) 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方は、免除の対象となる支払金額も含めて記載してください。</p>
④ 給与所得控除後の金額 (調整控除後)	<p>「令和5年分年末調整のしかた」の「令和5年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めた「給与所得控除後の給与等の金額」を記載してください。</p> <p>なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。</p>

年末調整をした受給者のみ

記載欄名	記載すべき事項
<p>⑤ 所得控除の額の合計額</p> <p>年末調整をした受給者のみ</p>	<p>給与所得控除後の給与等の金額から控除した、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除の額の合計額を記載してください。</p> <p>(注) 「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、重複して適用を受けることができません。</p>
<p>⑥ 源泉徴収税額</p>	<p>【年末調整をした給与等の場合】 年末調整をした後の源泉所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。</p> <p>【年末調整をしない給与等の場合】 令和5年中に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。ただし、災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた税額は含めません。</p> <p>(注) 源泉徴収票の作成日現在で未払の給与等があるため源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を徴収していないときは、その未徴収税額を内書きしてください。</p>
<p>⑦ (源泉) 控除対象配偶者の有無等</p>	<p>【有】欄 主たる給与等において、年末調整を行っている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」を付してください。 年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」を付してください。</p> <p>【従有】欄 従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「○」を付してください。</p> <p>【老人】欄 控除対象配偶者(年末調整を行っていない場合は源泉控除対象配偶者)が老人控除対象配偶者である場合に「○」を付してください。</p> <p>(注) 控除対象配偶者及び源泉控除対象配偶者については、10ページの 3 用語の説明 (1)及び(3)を参照してください。</p>
<p>⑧ 配偶者(特別)控除の額</p> <p>年末調整をした受給者のみ</p>	<p>「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記載してください。</p> <p>(注) 受給者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。 また、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合又は133万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。</p>
<p>⑨ 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)</p>	<p>【特定】欄 特定扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を記載してください。</p> <p>【老人】欄 老人扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 「左の欄の点線の右側」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を、「点線の左側」には、そのうち受給者又は受給者の配偶者の直系尊属で同居している者の数を記載し、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を記載してください。</p> <p>【その他】欄 特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載してください。</p>
<p>⑩ 16歳未満扶養親族の数</p>	<p>扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族の人数を記載してください。</p> <p>(注) 1 16歳未満の扶養親族とは、平成20年1月2日以後に生まれた方をいいます。 2 扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。</p>

記載欄名	記載すべき事項
⑪ 障害者の数 (本人を除く。)	<p>【特別】欄 「点線の右側」には、同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者である場合のその人数を、「点線の左側」には、そのうち同居を常としている方の人数を記載してください。 (注) 同一生計配偶者については、10ページの 3 用語の説明 (2)を参照してください。</p> <p>【その他】欄 特別障害者以外の障害者の人数を記載してください。</p>
⑫ 非居住者である親族の数	源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族のうち非居住者がいる場合及び16歳未満の扶養親族のうち国内に住所を有しない方がいる場合には、その人数を記載してください。
⑬ 社会保険料等の金額	<p>給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額、「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。</p> <p>(注) 1 中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等から控除した社会保険料等の金額を含みます。 2 小規模企業共済等掛金(※)の額については、これを内書きしてください。 ※ 小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、並びに地方公共団体が条例の規定により実施するいわゆる心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を含みます。</p>
⑭ 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 年末調整をした受給者のみ	「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。
⑮ 住宅借入金等特別控除の額 年末調整をした受給者のみ	<p>年末調整の際に「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額を記載してください。</p> <p>(注) 「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」により計算した(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記載します(14ページの 記載例3 を参照してください。)</p>
⑯ 生命保険料の金額の内訳 国民年金保険料等の金額 旧長期損害保険料の金額 年末調整をした受給者のみ	<p>【新生命保険料の金額】【旧生命保険料の金額】欄 令和5年中に支払った一般の生命保険料のうち、平成24年1月1日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新生命保険料の金額」欄へ、平成23年12月31日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧生命保険料の金額」欄へ記載してください。</p> <p>【介護医療保険料の金額】欄 令和5年中に支払った介護医療保険料の金額を記載してください。</p> <p>【新個人年金保険料の金額】【旧個人年金保険料の金額】欄 令和5年中に支払った個人年金保険料のうち、平成24年1月1日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新個人年金保険料の金額」欄へ、平成23年12月31日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧個人年金保険料の金額」欄へ記載してください。</p> <p>【国民年金保険料等の金額】欄 社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等(※)の金額を記載してください。 ※ 「国民年金保険料等」とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金をいいます。</p> <p>【旧長期損害保険料の金額】欄 地震保険料の控除額のうち平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る控除額が含まれている場合には、令和5年中に支払った当該長期損害保険料の金額を記載してください。</p>
⑰ 住宅借入金等特別控除の額の内訳 年末調整をした受給者のみ	<p>【住宅借入金等特別控除適用数】欄 年末調整の際に(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、当該控除の適用数を記載してください。</p> <p>【住宅借入金等特別控除可能額】欄 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」を記載してください(14ページの 記載例3 を参照してください。)</p> <p>【居住開始年月日(1回目、2回目)】欄</p>

記載欄名 **記載すべき事項**

⑰ 住宅借入金等特別控除の額の内訳（つづき）

年末調整をした受給者のみ

居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記載してください。
【住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）欄
 適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。

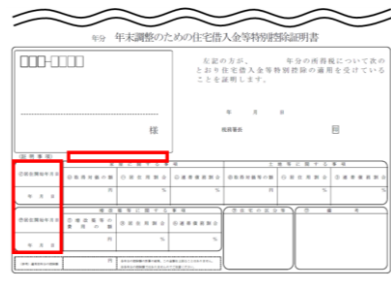
区分	控除申告書・証明書の表示	記載方法
一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	（元号●年中居住者用）	住
一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・特例居住用家屋用）	住（特家）
認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・認定住宅（等）用）	認
認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき	（元号●年中居住者・認定住宅等（特例認定住宅等）用）	認（特家）
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用）	増
東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合	（元号●年中居住者・震災再取得等用）	震
震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・震災再取得等（特例居住用家屋）用）	震（特家）

上記の区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が
 ・「特定取得」（特別特定取得以外）に該当する場合には「（特）」、
 ・「特別特定取得」に該当する場合（「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。）には「（特特）」と、
 ・「特例特別特例取得」に該当する場合には「（特特特）」、
 と併記してください（各区分に応じた控除証明書の表示については、14 ページの**記載例3**を参照してください。）。

※（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の制度については、国税庁ホームページ内のタックスアンサーNo.1210をご確認ください。
 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1210.htm>)

控除申告書・証明書の区分表示箇所

【居住開始が令和4年1月1日以後の場合】



【居住開始が平成31年1月1日以後の場合】



【居住開始が平成30年12月31日以前の場合】



※ 赤線枠内に適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分が表示されます。

【住宅借入金等年末残高（1回目、2回目）欄

年末調整の際に2以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記載してください。

なお、記載する金額は、給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書の住宅借入金等特別控除区分に応じた④「③×『居住用割合』」（居住開始が平成30年

記載欄名	記載すべき事項												
⑰ 住宅借入金等特別控除の額の内訳 (つづき) 年末調整をした受給者のみ	<p>12月31日以前の場合は、⑤「居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)」欄に記載された金額を記載してください。</p> <p>(注)適用数が3以上の場合には、3回目以降の住宅の取得等については、「(摘要)」欄に「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。</p> <p>～市区町村からのお知らせ～</p> <p>年末調整の際、控除しきれない(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の金額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載する必要があります。</p> <p>また、2以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載する必要があります。</p> <p>さらに、震災特例法第13条の2第1項(住宅の再取得等による住宅借入金等特別控除)に係る控除の適用を受ける場合には、「住宅借入金等特別控除区分」を記載しなければなりません。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。</p>												
⑱ 基礎控除の額 年末調整をした受給者のみ	<p>基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。ただし、基礎控除の額が48万円の場合には、転記する必要はありません。</p> <p>(注)「給与所得者の基礎控除申告書」の「基礎控除の額」欄に記載がないなど、基礎控除の適用がない場合には「0」と記載します。</p>												
⑲ 所得金額調整控除額 年末調整をした受給者のみ	<p>所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。</p>												
⑳ (源泉・特別)控除対象配偶者控除対象扶養親族	<p>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者)及び扶養控除の対象となる扶養親族の氏名及びマイナンバーを記載してください。</p> <p>なお、控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者)が非居住者である場合には、区分の欄に「0」を付してください。</p> <p>また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄の内容に応じて、次のとおり記載してください。</p> <p>●控除対象扶養親族の区分</p> <table border="1" data-bbox="320 1149 1339 1391"> <thead> <tr> <th>控除対象扶養親族の区分</th> <th>記載方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td> <td>空欄※1</td> </tr> <tr> <td>非居住者(30歳未満又は70歳以上)</td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>非居住者(30歳以上70歳未満、留学生※2)</td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)</td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3)</td> <td>04</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 源泉徴収票をe-Tax等で税務署へ提出する場合は、「00」と記録してください。</p> <p>※2 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者をいいます。</p> <p>※3 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者をいいます。</p> <p>※4 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。</p> <p>(注) 1 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。 2 「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」の記載に応じ、年の途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</p>	控除対象扶養親族の区分	記載方法	居住者	空欄※1	非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01	非居住者(30歳以上70歳未満、留学生※2)	02	非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)	03	非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3)	04
控除対象扶養親族の区分	記載方法												
居住者	空欄※1												
非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01												
非居住者(30歳以上70歳未満、留学生※2)	02												
非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)	03												
非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3)	04												
㉑ 配偶者の合計所得	<p>配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた場合は、令和5年中の配偶者の合計所得金額を記載してください。</p> <p>なお、年末調整を行っていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載してください。</p>												
㉒ 16歳未満の扶養親族	<p>16歳未満の扶養親族の氏名及びフリガナを記載してください。</p> <p>また、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、区分の欄に「0」を付してください。</p> <p>(注) 1 「16歳未満の扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」の記載に応じ、年の途中で退職した受給者に交付</p>												

記載欄名	記載すべき事項										
⑳ 16歳未満の扶養親族 (つづき)	<p>する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</p> <p>2 市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください。</p>										
㉑ (備考)	<p>控除対象扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族のマイナンバーを記載してください。この場合、マイナンバーの前には「(摘要)」欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。</p> <p>(注) 1 受給者に交付する源泉徴収票にはマイナンバーは記載しません。 2 市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください。 3 市区町村に提出する給与支払報告書には、退職手当等の支払を受ける一定の配偶者又は扶養親族のマイナンバーも記載することとなっています。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。</p>										
㉒ 未成年者から勤労学生 までの各欄	<p>各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に○を付してください。</p> <p>(注) ここでいう未成年者とは、平成18年1月3日以後に生まれた方をいいます。</p>										
㉓ 中途就・退職	<p>年の途中で就職や退職(死亡退職を含みます。)した方については「中途就・退職」の該当欄に「○」を付し、その年月日を記載してください。</p>										
㉔ 元号	<p>受給者の生年月日の元号を漢字(「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」又は「令和」)で記載してください。</p>										
㉕ 支払者	<p>給与等の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください(マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください)。</p> <p>(注) 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。</p>										
㉖ (摘要)	<p>(1) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「(備考)」欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。</p> <p>また、この欄に記載される控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記載してください。</p> <p>(イ) 16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に「(年少)」と記載してください。</p> <p>(ロ) 控除対象扶養親族が非居住者である場合は、氏名の後に「(O1)」のように、8ページの㉗(源泉・特別)控除対象配偶者控除対象扶養親族の「●控除対象扶養親族の区分」の表の記載に対応する数字を記載してください。</p> <p>また、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に「(非居住者)」と記載してください。</p> <p>(注) 控除対象扶養親族のマイナンバーについては、「(摘要)」欄に記載せず、「(備考)」欄に記載してください(㉑(備考)及び15ページの記載例4を参照してください)。</p> <p>(2) 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除きます。)を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください(例「氏名(同配)」)。</p> <p>(3) 所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、次のとおり記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="459 1688 1343 1883"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>記載方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人が特別障害者</td> <td>記載不要(※)</td> </tr> <tr> <td>同一生計配偶者が特別障害者</td> <td>同一生計配偶者の氏名(同配) 例) 国税 花子(同配)</td> </tr> <tr> <td>扶養親族が特別障害者</td> <td>扶養親族の氏名(調整)</td> </tr> <tr> <td>扶養親族が年齢23歳未満</td> <td>例) 国税 一郎(調整)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ㉒「本人が障害者」の「特別」欄に「○」を付してください。</p> <p>ただし、上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。</p> <p>(4) 年末調整の際に3以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、3回目以降の住宅の取得等について、その住宅の取得等ごとに、「居住開始</p>	要件	記載方法	本人が特別障害者	記載不要(※)	同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) 例) 国税 花子(同配)	扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整)	扶養親族が年齢23歳未満	例) 国税 一郎(調整)
要件	記載方法										
本人が特別障害者	記載不要(※)										
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) 例) 国税 花子(同配)										
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整)										
扶養親族が年齢23歳未満	例) 国税 一郎(調整)										

記載欄名	記載すべき事項
<p>㉔ (摘要) (つづき)</p>	<p>年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。</p> <p>(5) 年の途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、(イ)他の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、(ロ)他の支払者のもとを退職した年月日、(ハ)他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、同条の規定により弁済を受けた旨及びその弁済を受けた金額を記載してください。</p> <p>(7) 災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた場合には、9ページの㉔「災害者」欄に「○」を付すとともに、徴収猶予税額を記載してください。</p> <p>(8) 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方については、免税対象額及び該当条項「〇〇条約〇〇条該当」を赤書きしてください。</p> <p>～市区町村からのお知らせ～ 退職手当等の支払を受ける一定の配偶者又は扶養親族がいる場合、「給与支払報告書」の摘要欄に氏名等を記載してください。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。</p>

3 用語の説明

- (1) 源泉控除対象配偶者とは、受給者(合計所得金額が900万円以下である方に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である方をいいます。
- (2) 同一生計配偶者とは、受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である方をいいます。
- (3) 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である受給者の配偶者をいいます。

4 その他の注意事項

- (1) 「給与所得の源泉徴収票」と「給与支払報告書」の作成枚数
 税務署へ提出を要する受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を税務署提出用と受給者交付用として各1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として1枚の計3枚、税務署へ提出を要しない受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を受給者交付用として1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として1枚の計2枚を作成してください。
- (2) 「給与支払報告書」は、「給与所得の源泉徴収票」と異なり、令和6年1月1日現在において給与等の支給を受けている全ての受給者のものを市区町村(原則として受給者の令和6年1月1日現在の住所地の市区町村)に提出してください。
 なお、年の途中で退職した方については、令和6年1月31日までに、退職時の住所地の市区町村に給与支払報告書を提出してください(退職した方に対する給与等の支払金額が30万円以下の場合は、提出を省略することができます。)
- (3) 「給与所得の源泉徴収票」は、3ページの **1 提出する必要がある方** 【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】に掲げる提出範囲にかかわらず、**全ての受給者について作成の上、令和6年1月31日まで**(年の途中で退職した方の場合は、退職の日以後1か月以内)に受給者に交付しなければなりません。
 なお、「全ての受給者」には、国内に住所又は1年以上居所を有する居住者である外国人従業員も含まれますので、その外国人従業員にも必ず「給与所得の源泉徴収票」を交付してください。
 (注) 1 非居住者の方に給与等を支払った方は、「非居住者等に支払われる給与・報酬・年金及び賞金の支払調書」を提出してください。詳しくは、37ページの **非居住者又は外国人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について**を参照してください。
 2 「給与所得の源泉徴収票」については、令和5年中に退職した受給者分を取りまとめて令和6年1月31日までに提出しても差し支えありません。
 3 「給与所得の源泉徴収票」は、書面による交付のほか、電磁的方法による提供(電子交付)をすることができます。詳しくは、35ページの **給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について**を参照してください。

【令和5年分給与所得者の保険料控除申告書】

給与者の 氏名	新・旧 の区分	あなたが本年中に支払った 保険料等の金額(分配を受け た剰余金等の控除後の金額)	給与者の 認識							
				氏名	あなたとの 関係	金額	金額			
△△生命 □□生命	養老 養老	10年 10年	国税太郎 国税太郎	国税昌子 国税昌子	妻 妻	新 新	(a) 24,000 (a) 36,000			
	●●生命	介護	10年	国税太郎	国税昌子	妻	新	(a) 48,000		
A		(a)のうち新保険料 等の金額の合計額	A 24,000	Bの金額を下の計算式Ⅰ(新保険 料等)に当てはめて計算した金額		①	22,000	計(①+②) ③	40,000	
B		(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額	B 36,000	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険 料等)に当てはめて計算した金額		②	30,500	②と③のいずれ か大きい金額	④	40,000
C		(a)の金額の合計額	C 48,000	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険 料等)に当てはめて計算した金額		③	32,000			
D		(a)のうち新保険料 等の金額の合計額	D 53,000	Bの金額を下の計算式Ⅰ(新保険 料等)に当てはめて計算した金額		④	33,250	計(④+⑤) ⑥	40,000	
E		(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額	E 72,000	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険 料等)に当てはめて計算した金額		⑤	43,000	⑤と⑥のいずれ か大きい金額	⑦	43,000
		計算式Ⅰ(新保険料等)※		計算式Ⅱ(旧保険料等)※		生命保険料控除額 計(③+⑥+⑦)		(最高120,000円)		
		A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		
		20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額		
		20,001円から40,000円まで		(A、C又はD)×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE)×1/2+12,500円		
		40,001円から80,000円まで		(A、C又はD)×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE)×1/4+25,000円		
		80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		

給
与



源泉徴収簿の(a)~(n)欄、保険料控除申告書の A~E 欄の金額を、源泉徴収票の同記号の欄に記載してください。

【令和5年分給与所得の源泉徴収票】

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関アパート501号

(受給者番号) (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

(役職名) 氏名 (フリガナ) コクゼイ タロウ 氏名 (フリガナ) 国税 太郎

(e) (c) 種別 給与・賞与 支払金額 千円 970 000 給与所得控除後の金額 千円 973 000 所得控除の合計額 千円 933 127 源泉徴収税額 千円 245 300 (n)

(b) (a) (h) (f) (i) (m) (源泉)控除対象配偶者の有無等 控除対象配偶者の有無等 控除の額 380 000 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) 特定 1 1 1 1 1 1 16歳未満扶養親族の数 1 1 障害者の数 (本人を除く) 特別 0 0 0 0 0 0 非居住者である親族の数 0 0 0 0 0 0

(A) (B) (C) (D) (E) 社会保険料等の金額 千円 1,533 327 生命保険料の控除額 千円 115 000 地震保険料の控除額 千円 44 800 住宅借入金等特別控除の額 千円 140 000

(A) (B) (C) (D) (E) 生命保険料の金額 千円 24,000 介護医療保険料の金額 千円 36,000 新個人年金保険料の金額 千円 48,000 旧個人年金保険料の金額 千円 53,000 72,000

(k) (g) (d) (j) 住宅借入金等特別控除の額の内訳 千円 1 29 3 14 住宅借入金等特別控除区分(1回目) 住宅借入金等特別控除区分(2回目) 住宅借入金等特別控除区分(3回目) 住宅借入金等特別控除区分(4回目) 住宅借入金等特別控除区分(5回目)

(g) (d) (j) (源泉-特別)控除対象配偶者の氏名 (フリガナ) コクゼイ マサコ 氏名 (フリガナ) 国税 昌子 配偶者の合計所得 千円 0 国民年金保険料等の金額 千円 176,460 旧長期障害保険料の金額 千円 19,600

(d) (j) (源泉-特別)控除対象配偶者の個人番号 2 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 氏名 (フリガナ) コクゼイ イチロウ 氏名 (フリガナ) 国税 次郎 所得金額 千円 47,000

(j) (源泉-特別)控除対象配偶者の個人番号 1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 氏名 (フリガナ) コクゼイ ジロウ 氏名 (フリガナ) 国税 次郎 (備考)

(税務署提出用) 支払者 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (右詰で記載してください) 住所(居所)又は所在地 東京都中央区築地5丁目3-1 氏名又は名称 ○○産業 株式会社 (電話番号) 03-3581-XXXX

(j) 基礎控除の額が48万円の場合は、記載不要です。

記載例 4

5人以上の控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族がいる場合

- ① 国税太郎は、国税商事株式会社のみから給与の支払を受けており、年末調整を行っています。
- ② 国税太郎の控除対象配偶者及び扶養親族は以下のとおりです。
 - ・控除対象配偶者：国税花子
 - ・控除対象扶養親族：国税一郎、国税二郎、国税三郎、国税四郎、国税五郎、国税六郎
 - ・16歳未満の扶養親族：国税春子、国税夏子、国税秋子、国税冬子、国税幸子
- ③ 控除対象扶養親族のうち、国税一郎及び国税六郎は非居住者（30歳未満又は70歳以上）です。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関アパート501号		(受給者番号)	123456789012									
				(氏名)	コクゼイ タロウ 国税 太郎									
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額										
給与・賞与	7,074,500	5,267,050	4,844,604	0										
(源泉)控除対象配偶者の有無等	控除の額	控除対象扶養親族の数	16歳未満扶養親族の数	障害者の数										
有	380,000	1	4	2										
社会保険料等の金額	1,084	604	120	000	50	000	21	100						
(摘要)	(1)国税五郎 (2)国税六郎(01) (3)国税幸子(年少)													
生命保険料の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額									
	180,000	100,000	90,000	360,000	180,000									
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除の額	控除期間	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額									
	205,000	29年1月10日	住(特)	11,500,000	9,000,000									
(源泉・特別)控除対象配偶者	(フリガナ)コクゼイ ハナコ	氏名	国税 花子	配偶者の合計所得	0									
	個人番号	234567890123	区分	123										
控除対象扶養親族	(フリガナ)コクゼイ シロウ	氏名	国税 一郎	区分	01									
	(フリガナ)コクゼイ ジロウ	氏名	国税 二郎	区分										
	(フリガナ)コクゼイ サブロウ	氏名	国税 三郎	区分										
	(フリガナ)コクゼイ シロウ	氏名	国税 四郎	区分										
	(フリガナ)コクゼイ ハルコ	氏名	国税 春子	(備考)	(1)567890123456 (2)678012345678									
	(フリガナ)コクゼイ ナツコ	氏名	国税 夏子											
	(フリガナ)コクゼイ アキコ	氏名	国税 秋子											
	(フリガナ)コクゼイ フユコ	氏名	国税 冬子											
中途就・退職	受給者生年月日	昭和	39	1	1									
個人番号又は法人番号	9876543210987	(右詰で記載してください。)												
住所(居所)又は所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1													
氏名又は名称	国税商事 株式会社 (電話) 048-600-XXXX													

○ 「(摘要)」欄の記載について

控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を「(摘要)」欄に記載します。

この場合、氏名の前には、括弧書きの数字を付し、「(備考)」欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。

16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載します。

また、控除対象扶養親族が非居住者である場合8ページ㉔「●控除対象扶養親族の区分」から該当する区分を記載します。

○ 「(備考)」欄の記載について

控除対象扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族のマイナンバーを記載します。

この場合、マイナンバーの前には、括弧書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。

この記載例では、国税五郎の氏名とマイナンバーに(1)を、国税六郎の氏名とマイナンバーに(2)を付しています。

(注) 控除対象扶養親族が非居住者でも、マイナンバーが交付されている方については、マイナンバーを記載してください。

○ 「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族」欄の記載について

控除対象扶養親族である国税一郎は非居住者(30歳未満又は70歳以上)であるため、「区分」欄に01を付しています。

(注) この記載例では、国税一郎は非居住者ですが、マイナンバーが交付されているため、「個人番号」欄にマイナンバーを記載しています。

○ 「16歳未満の扶養親族」欄及び「(備考)」欄の記載について

税務署提出用及び本人交付用の源泉徴収票には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーは記載しません。

(注) 市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください。

記載例 5

配偶者に係る記載例

(1) 年末調整において配偶者控除の適用を受けた場合

- ① 国税太郎は、国税商事株式会社のみから給与の支払を受けており、年末調整を行っています。
- ② 国税太郎は、年末調整の際に、控除対象配偶者である国税花子に係る配偶者控除の適用があります。
- ③ 国税太郎の給与所得金額は990万円であるため、「給与所得者の基礎控除申告書」の控除額の計算の判定による区分Ⅰは、「C」に該当します。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
 ○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)~(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①~④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名 コクゼイ ハナコ 国税 花子	配偶者の個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	配偶者の生年月日 昭和 44 年 1 月 1 日
---------------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000 円	400,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		* 400,000 円

判定

- 48万円以下かつ年齢70歳以上(昭和29.1.1以前生)《老人控除対象配偶者に該当》 (①) 配偶者控除
- 48万円以下かつ年齢70歳未満 (②) 配偶者控除
- 48万円超95万円以下 (③) 配偶者特別控除
- 95万円超133万円以下 (④) 配偶者特別控除

区分Ⅱ (2) (上の①~④を記載)

○ 控除額の計算

区分Ⅰ	区分Ⅱ				控除額の額
	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」(*印の金額))	
A	48万円	38万円	38万円	95万円超100万円以下	130,000 円
B	32万円	26万円	26万円	100万円超105万円以下	
C	16万円	13万円	13万円	105万円超110万円以下	

配偶者特別控除の額

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 東京都千代田区霞が関△-△	(受給者番号) (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	(役職名) 氏名(フリガナ) コクゼイ タロウ 国税 太郎
種別 給与・賞与	支払金額 11 850 000 円	給与所得控除後の金額 (調整控除後) 9 900 000 円
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額 130 000 円	所得控除の額の合計額 2 181 471 円
社会保険料等の金額	1,401 471 円	源泉徴収税額 953 700 円
生命保険料の内訳	新生命保険料の金額 180,000 円 旧生命保険料の金額 100,000 円	配偶者(特別)控除の額 130,000 円
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除(1回目) 29 年 1 月 10 日 住宅借入金等特別控除(2回目) 02 年 8 月 20 日	配偶者の合計所得 400,000 円
(配偶・特別)控除対象配偶者	(フリガナ) コクゼイ ハナコ 氏名 国税 花子 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	配偶者(特別)控除の額 130,000 円

○ 「配偶者(特別)控除の額」欄の記載について

「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づき計算した配偶者控除の額を記載します。
 なお、配偶者特別控除の適用を受けた場合は、下段の配偶者特別控除の額を記載します。

○ 「(源泉)控除対象配偶者の有無等」欄の記載について

年末調整の適用を受けており、控除対象配偶者を有しているため、「有」に「○」を付します。
 (注)配偶者特別控除の対象となる配偶者は控除対象配偶者に該当しませんので記載は不要です。

○ 「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄の記載について

配偶者特別控除の適用を受ける場合も氏名及びマイナンバー等を記載しますのでご注意ください。

(3) 年末調整を行っていない場合

- ① 国税太郎は、令和5年5月31日に国税商事株式会社を退職しました。
- ② 国税太郎は、源泉控除対象配偶者である国税花子を有しています。

令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	国税商事 株式会社	(フリガナ) 国税太郎	あなたの氏名	コクセイ タロウ	あなたの生年月日	昭和 39 年 1 月 1 日	
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	あなたの個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	あなたの住所又は居所	東京都千代田区霞が関△-△	あなたの配偶者の有無	有
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	あなたの住所又は居所	東京都千代田区霞が関△-△	あなたの配偶者の有無	有		

扶

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたの生年月日	あなたの所得の見積額	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)	コクセイ ハナコ 国税 花子	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	昭和 44 - 1 - 1	300,000	東京都千代田区霞が関△-△	

この申告書は、あなたの申告するものではない。源泉控除対象配偶者の記載に

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	東京都千代田区霞が関△-△	(受給者番号)	(個人番号)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額	
給与・賞与	1 650 000		29 950		
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)	非居住者である親族の数
有	○				
社会保険料等の金額	259	457			
(源泉-特別)控除対象配偶者	(フリガナ) 氏名	コクセイ ハナコ 国税 花子	区分	配偶者の合計所得	300,000
	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		基礎控除の額	
16歳未満の扶養親族	1	氏名	区分		
	2	氏名	区分		
	3	氏名	区分		
	4	氏名	区分		
中途就・退職	就職	退職	年 月 日	元号	年 月 日
	○	5 5 31		昭和	39 1 1
支払者	個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	住所(居所)又は所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	氏名又は名称
				国税商事 株式会社	(電話) 048-600-XXXX

○「配偶者の合計所得」欄の記載について
 年末調整の適用を受けていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載してください。